

令和 2 年 8 月 31 日
北海道警察情報通信部

契約等の手続きにおける押印等の省略について

この度、契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 請書
- (2) 見積書
- (3) 請求書
- (4) 納品書
- (5) 役務の完了を確認する書類

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先 を必ず記載してください。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

3 本件取扱開始日

本取扱いは、令和 2 年 9 月 1 日以降作成の書類について運用開始とします。
その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

4 本件に関する連絡先

北海道警察情報通信部 通信庶務課 経理係

札幌：011-251-0110 内線6046、6047

北海道警察情報通信部各方面情報通信部 通信庶務課 経理係

函館：0138-31-0110 内線6042、6043

旭川：0166-35-0110 内線 同 上

釧路：0154-25-0110 内線 同 上

北見：0157-24-0110 内線 同 上